

No. 8

令和8年（3月）

第1回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度熊谷市一般会計補正予算(第7号))	財 政 課	1
第 1 4 号	熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	職 員 課	1 1
第 1 5 号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	1 8
第 1 6 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建 築 審 査 課	2 0
第 1 7 号	熊谷市公民館条例の一部を改正する条例	中 央 公 民 館	2 1
第 1 8 号	熊谷市星溪園条例の一部を改正する条例	江 南 文 化 財 セ ン タ ー	2 2
第 1 9 号	熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	こ だ も 課	2 4
第 2 0 号	熊谷市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	こ だ も 課 障 害 福 祉 課	2 5
第 2 1 号	熊谷市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する条例	都 市 計 画 課	2 7
第 2 2 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	経 営 課	2 9
第 2 3 号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消 防 総 務 課	3 0
第 2 4 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保 育 課	3 2
第 2 5 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保 険 年 金 課	3 3
第 2 6 号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例	予 防 課	3 8
第 2 7 号	熊谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	保 育 課	4 2
第 2 8 号	市道路線の認定について	管 理 課	5 9
第 2 9 号	市道路線の廃止について	管 理 課	6 1
第 3 0 号	事業契約の締結についての変更について ((仮称) 道の駅「くまがや」整備事業 (その1))	道 の 駅 整 備 室	6 3
第 3 1 号	事業契約の締結についての変更について ((仮称) 道の駅「くまがや」整備事業 (その2))	道 の 駅 整 備 室	6 4

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度熊谷市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

専決処分書

令和7年度熊谷市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

熊谷市長 小林 哲也

令和7年度熊谷市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度熊谷市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,207,129千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		6,066,220	84,178	6,150,398
	3 委託金	513,314	84,178	597,492
歳	入 合 計	84,122,951	84,178	84,207,129

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,273,200	84,178	8,357,378
	4 選挙費	264,380	84,178	348,558
歳 出	合 計	84,122,951	84,178	84,207,129

総 括

1 総 括			
歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書			
(歳 入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	6,066,220	84,178	6,150,398
歳 入 合 計	84,122,951	84,178	84,207,129

総 括

総括

(歳出)		単位 千円					
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	8,273,200	84,178	8,357,378	84,178	0	0	0
歳出合計	84,122,951	84,178	84,207,129	84,178	0	0	0

総括

第16款 県支出金

2 歳 入						
第 16款 県支出金		84,178				
第 3項 委託金		84,178		単位 千円		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	509,453	84,178	593,631	3 選挙費委託金	84,178	衆議院議員総選挙及び国民審査費委託金 (定額) 84,178
計	513,314	84,178	597,492			

第16款 県支出金

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

3 歳 出													
第 2款 総務費		84,178											
第 4項 選挙費		84,178								単位 千円			
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明			
				特 定 財 源			一般財源				事業名	節区分	説明
				国県支出金	地方債	その他							
6 衆議院議員総選挙及び国民審査費	0	84,178	84,178	84,178	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 2,919			
									8 旅費	費用弁償 40			
								○ 衆議院議員総選挙及び国民審査事業	1 報酬	報酬 8,283			
									3 職員手当等	時間外勤務手当 27,892			
									7 報償費	報償金 159			
									8 旅費	費用弁償 45 一般旅費 19			
									10 需用費	消耗品費 1,100 印刷費 753 燃料費 167 自動車燃料費 53 食糧費 749 器具修繕料 1,143			
									11 役務費	郵便料 8,406 情報通信費 92 手数料 215			
									12 委託料	委託料 30,287 保守委託料 35			

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
								13 使用料及び賃借料	使用料 借上料 自動車その他借上料	437 181 1,203
計	264,380	84,178	348,558	84,178	0	0	0			

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

議案第 1 4 号

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 1 7 年条例第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 3 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、規則の定めるところによる。

3 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第 3 条第 4 項を削る。

第 4 条中「中の指定職の職務にある者」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、相当職は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和 6 年政令第 3 0 6 号)第 1 条第 2 項第 2 号に規定する指定職職員等とする。

本則に次の 1 条を加える。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

(熊谷市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 熊谷市証人等の費用弁償に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表に定める」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の費用弁償の額は、熊谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第45号)第1条に規定する特別職の職員の例による。ただし、日当については、1日につき3,000円を超えない範囲内で市長の定める額を支給する。

別表を削る。

(熊谷市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 熊谷市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費等に関する条例(平成17年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、規則の定めるところによる。

3 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第6条第4項を削る。

第7条中「中の指定職の職務にある者」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、相当職は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職職員等とする。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（熊谷市一般職職員の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 熊谷市一般職職員の旅費に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを職員に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第4項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条に次の2項を加える。

3 第1項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

4 第1項及び第2項に規定する場合において、市が旅行役務提供

契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第5条第1項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項から第8項までを次のように改める。

- 2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、急行料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝台料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、規則で定める費用の額の合計額とする。
- 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情等を勘案して規則で定める額（次項において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
- 7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第2項から第5項までに規定する各費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。
- 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める1夜当たりの定額とする。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」

を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとし」を加え、「、旅行した」を「旅行した」に、「旅費により」を「旅費によって」に改め、同条に次の2項を加える。

2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、前条第2項から第5項までに規定する各費用について、当該各項及び前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

3 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種類について前条第6項及び第7項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第7条から第16条までを削り、第17条を第7条とし、第18条を第8条とし、第19条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第10条 出張命令権者は、職員又は旅行役務提供者がこの条例に基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 職員がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、出張命令権者は、前項に規定する返納に代えて、出張命令権者がその後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

第20条を第11条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(熊谷市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の熊谷市証人等の費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に改正後の同条例第2条第1項各号に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合について適用し、施行日前に出頭し、参加し、又は出席した場合については、なお従前の例による。
(熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(熊谷市一般職職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の熊谷市一般職職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

国家公務員の旅費制度の改正に伴い、特別職の職員等の旅費制度の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 15 号

熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 51 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号中「のため自転車」を「のため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第 3 号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第 2 項第 2 号中「次の表に掲げる額」を「支給対象期間につき、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号の表を削り、同項第 3 号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「及び前項第 2 号」を「、第 2 項第 2 号」に、「額の合計額」を「額及び前項第 1 号に定める額の合計額」に、「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年2月25日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

地域手当の支給割合を改定するとともに、自動車等使用者への駐車場等に係る通勤手当の新設等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 16 号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成 17 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 55 号の 9 中「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション」を「要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンション」に、「容積率の」を「容積率又は各部分の高さに関する」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の一部改正に伴い、要除却等認定マンションの建替えに係る高さの特例許可等の審査手数料を新たに徴収したいので、この案を提出するものであります。

議案第 18 号

熊谷市星溪園条例の一部を改正する条例

熊谷市星溪園条例（平成 17 年条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 14 条とし、第 11 条を第 13 条とし、第 10 条を第 12 条とする。

第 9 条第 1 項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第 10 条とし、第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 8 条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第 5 条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（管理）

第 3 条 星溪園は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

別表中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後の星溪園の利

用に係る使用料（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。）について適用し、同日前の星溪園の利用に係る使用料（同日以後に領収したものを含む。）については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

星溪園の管理に係る規定を整備するとともに、使用料の減免に関する規定を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 19 号

熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊谷市児童福祉審議会条例（平成 17 年条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「こども課」を「こども健康部こども政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市児童福祉審議会の庶務を所掌する組織の名称を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第 20 号

熊谷市こども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「登録」を「登録等」に改め、同条第 3 項中「電子資格確認等」の次に「(以下この項において「電子資格確認等」という。)」を加え、「を提示しなければならない」を「の提示又は受給者に係る電子資格確認等の送信をしなければならない」に改める。

(熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 17 年条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「電子資格確認等」の次に「(以下この条において「電子資格確認等」という。)」を加え、「を提示しなければならない」を「の提示又は受給者に係る電子資格確認等の送信をしなければならない」に改める。

(熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 17 年条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「電子資格確認等」の次に「(以下この条において「電子資格確認等」という。)」を加え、「を提示しなければならない」を「の提示又は受給者に係る電子資格確認等の送信をしなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

保険医療機関等における受給者の確認方法に電子資格確認等の送信による方法を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第 2 1 号

熊谷市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する条例

熊谷市建築物駐車施設附置条例（平成 1 7 年条例第 2 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「用途をいい、規則で定める建築物を除く」を「用途をいう」に改め、「(以下「非特定部分」という。)」を削る。

第 9 条第 3 号を次のように改める。

(3) 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの
第 9 条に次の 2 号を加える。

(4) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校
（大学及び高等専門学校を除く。）

(5) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に規定する児童福祉施設

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場整備地区内において建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途を変更しようとする者について適用し、同日前に駐車場整備地区内において建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途を変更した者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「駐車場法施行令」の一部改正に伴い、駐車施設の附置義務の適用除外となる建築物の見直しを行いたいので、この案を提出するものがあります。

議案第 2 2 号

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「のため自転車」を「のため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第 3 号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 前 2 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が定める職員を除く。）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

通勤手当の支給対象に駐車場を利用する職員を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第 23 号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「1 万円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 500 円」を「1 万 5, 000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「433 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12, 900 円」を「13, 340 円」に、「13, 700 円」を「14, 170 円」に、「14, 500 円」を「15, 000 円」に、「11, 300 円」を「11, 670 円」に、「12, 100 円」を「12, 500 円」に、「9, 700 円」を「10, 000 円」に、「10, 500 円」を「10, 840 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊谷市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 24 号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成 18 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立第 4 東児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第 5 東児童クラブ	熊谷市筑波一丁目 109 番地 1
----------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立第 5 東児童クラブを新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第 25 号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に、「100 分の 7.04」を「100 分の 7.28」に改める。

第5条中「35,500円」を「40,500円」に改める。

第6条中「100分の2.48」を「100分の2.58」に改める。

第7条中「14,500円」を「15,500円」に改める。

第8条中「100分の2.02」を「100分の2.12」に改める。

第9条中「14,500円」を「15,500円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,787円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について114円とする。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「24,850円」を「28,350円」に改め、同号イ及びウ中「10,150円」を「10,850円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課

税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,251円

第22条第1項第2号ア中「17,750円」を「20,250円」に改め、同号イ及びウ中「7,250円」を「7,750円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 894円

第22条第1項第3号ア中「7,100円」を「8,100円」に改め、同号イ及びウ中「2,900円」を「3,100円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 358円

第22条第2項第1号ア中「5,325円」を「6,075円」に改め、同号イ中「8,875円」を「10,125円」に改め、同号ウ中「14,200円」を「16,200円」に改め、同号エ中「17,750円」を「20,250円」に改め、同項第2号ア中「2,175円」を「2,325円」に改め、同号イ中「3,625円」を「3,875円」に改め、同号ウ中「5,800円」を「6,200円」に改め、同号エ中「7,250円」を「7,750円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 268円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 447円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 715円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 894円

第22条第3項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第5項中「及び」及び「並びに」を「、」に改め、「と、」の次に「及び子ども・子育て支援法」とあるのは「並びに子ども・子育て支援法」と、」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の課税額等に関する規定の整備を行うとともに、賦課限度額等の見直し及び基礎課税額等に係る税率の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第26号

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例

熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器
第3章の3 林野火災の予防
の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）
（第29条の8・第29条の9）」に
改める。

第7条の2の見出しを「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られ

る距離以上の距離を保つこと。

- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。第29条の9において同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条第6号」を「第45条第1項第6号」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の熊谷市火災予防条例（以下「新条例」という。）第29条の8第3項及び第29条の9の規定の例により、これらの規定に規定する区域を指定することができる。

3 消防長は、この条例の施行前においても、新条例第45条第2項の規定の例により、同項に規定する期間及び区域を指定することができる。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

林野火災の予防に関する規定を定めるとともに、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準の追加等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 27 号

熊谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 通則（第 4 条）

第 2 節 利用定員に関する基準（第 5 条）

第 3 節 運営に関する基準（第 6 条—第 34 条）

第 3 章 雑則（第 35 条・第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（一般原則）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、

常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 通則

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

第2節 利用定員に関する基準

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業者が開所する日数及び時間その

他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第3節 運営に関する基準

(面談)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第14条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、第1項の申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協

力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援費用基準額等の受領)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

- (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)
- 第15条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。
(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、埼玉県の子童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）第194条においてその例によることとされる子童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（子童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第19条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っている時に乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を

講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第14条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第5条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども

に対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、第5条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(重要事項の掲示等)

第24条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第14条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第14条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者に

ついて広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。同項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。同項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（第3項及び第4項において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施

する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やか

に市、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに当該事故によって生じた損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条に規定する特定乳児等通園支援の取扱方針に基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第13条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第20条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(暴力団等の排除)

第35条 特定乳児等通園支援事業者及びその職員は、熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められるものであってはならない。

（電磁的記録等）

第36条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定

乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるものの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定乳児等通園支援事業者

が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法により行ってはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものがあります。

議案第 28 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

秩父鉄道の踏切閉鎖に伴い、市道路線を認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
1	市道 41137 号線	三ヶ尻字八貫目 3 6 2 2 番 1 地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 6 2 0 番 2 地先		
2	市道 41138 号線	三ヶ尻字八貫目 3 6 1 9 番 1 地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 6 2 3 番 1 地先		
3	市道 41139 号線	三ヶ尻字八貫目 3 6 5 1 番地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 6 1 6 番 3 地先		
4	市道 41140 号線	三ヶ尻字八貫目 3 6 1 0 番地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 6 6 3 番 2 地先		
5	市道 41141 号線	三ヶ尻字大塚 3 7 6 8 番地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 5 2 5 番 1 地先		
6	市道 41142 号線	三ヶ尻字八貫目 3 5 2 2 番 2 地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 5 1 8 番 4 地先		
7	市道 41143 号線	三ヶ尻字新山 3 8 1 1 番地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 4 9 5 番 1 地先		
8	市道 41144 号線	三ヶ尻字八貫目 3 5 2 1 番地先		
		三ヶ尻字森 3 4 9 4 番 3 地先		
9	市道 41145 号線	三ヶ尻字出口 3 2 9 7 番 3 地先		
		三ヶ尻字出口 3 3 4 1 番 1 地先		

議案第 29 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により、
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

秩父鉄道の踏切閉鎖に伴い、市道路線を廃止したいので、この案を
提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
1	市道 40193 号線	三ヶ尻字八貫目 3 6 1 9 番 1 地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 6 2 2 番 1 地先		
2	市道 40194 号線	三ヶ尻字八貫目 3 6 5 1 番地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 6 1 0 番地先		
3	市道 40197 号線	三ヶ尻字八貫目 3 5 2 2 番 2 地先		
		三ヶ尻字大塚 3 7 6 8 番地先		
4	市道 40198 号線	三ヶ尻字新山 3 8 1 1 番地先		
		三ヶ尻字八貫目 3 5 9 5 番 4 地先		
5	市道 40200 号線	三ヶ尻字八貫目 3 5 2 1 番地先		
		三ヶ尻字出口 3 2 9 7 番 1 地先		

議案第30号

事業契約の締結についての変更について

事業契約の締結について（令和6年議決第17号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契約金額 2,683,099,126円」を

「4 契約金額 3,161,402,428円」に変更する。

令和8年2月25日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その1）に係る事業契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 3 1 号

事業契約の締結についての変更について

事業契約の締結について（令和 7 年議決第 6 7 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契 約 金 額 1, 9 8 2, 3 1 2, 6 0 5 円」を

「4 契 約 金 額 3, 0 2 5, 0 6 0, 1 3 1 円」に変更する。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その 2）に係る事業契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

